

I 人権教育・啓発の推進		取組みの方向性（第一次改定）		平成30年度の主な実施状況
1	学校教育等における人権教育の推進	一人一人の子どもの学ぶ権利が保障された学校・学級づくりを進めることにより、互いの人権を尊重し、望ましい人間関係を築いていこうとする意識・意欲を高め、また、「いじめ」をはじめとした身近な問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。	①保育所、幼稚園における人権教育の推進	○幼稚園、認定こども園の教員・保育所の保育士の幼児期における人権教育について理解を深めるために、研修等を実施 【就学前人権・同和教育講座など】 ○人権教育の推進と充実を図るため、幼保園を1園指定し、人権教育実践上の課題等について研究し、その成果を公表 【人権・同和教育研究指定園事業】
			②初等中等教育における人権教育の推進	○学校教育における人権教育の推進と充実を図るため、県立学校を指導主事が訪問し、人権教育の理念や手法を普及するとともに助言等を実施 【県立学校人権・同和教育訪問指導】
			③研究指定校等における指導内容・方法の充実	○人権教育の推進と充実を図るため、小中高の中から人権教育の実践上の諸問題を研究する学校を指定し、研究、成果の公表を実施 【人権・同和教育研究指定校事業】 ○学社連携のもとで人権教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託、成果の公表を実施 【人権・同和教育「PTA活動」育成事業】
			④高等教育機関等における人権教育の推進	○県立大学において、新入生等を対象とした研修を実施 【県立大学・短期大学における人権教育の推進】
2	社会教育における人権教育の推進	幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら、生涯にわたり人権問題に関する多様な学習機会の充実と啓発の推進を図ります。	①様々な場での学習機会の提供	○県ホームページ、広報誌による社会教育に関する情報提供、学習相談の実施 【学習相談、学習情報の提供事業】 ○公民館活動の活性化をねらった新プログラム「地域魅力化プログラム」の開発に取り組み、県内関係機関、市町村、公民館等に配布 【新プログラムの開発】
			②指導者の養成、学習情報の提供等	○各地域、各団体等の人権・同和教育の指導者を養成するための研修等を実施 【社会人権・同和教育指導者養成事業】
3	家庭教育における人権教育の推進	関係行政機関や民間団体、学校等が相互に連携しながら、人権感覚が身につくことを目指した家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実など、家庭教育への支援に努めます。		○家庭教育を支援するネットワークを強化するため、県立少年自然の家等で各種イベントを実施し、親子のきずなを深めたり、子育てに関する情報交換等を支援 【親子の共同体験・交流事業】 ○しまね人権フェスティバル、人権啓発ポスターコンクールの実施等、親子で人権啓発事業に参加する機会を増やすことで、家庭教育を支援 【人権啓発事業】
4	企業者や地域社会における人権教育・啓発の推進	企業や地域社会においても、人権思想の普及・高揚を図るための人権教育・啓発	①企業等における人権教育・啓発の推進	○企業・団体の従業員、役職員等を対象とした講演会の実施、研修会等の支援 【人権啓発講演会開催事業など】 ○公正な選考採用についての啓発冊子、パンフレットの作成、配布 【公正な選考採用について広報啓発の実施】

I 人権教育・啓発の推進		取組みの方向性（第一次改定）		平成30年度の実施状況
	啓発の推進	啓発を推進し、人権尊重の意識の醸成に努めます。	②地域社会における人権啓発の推進	○しまね人権フェスティバル、人権・同和問題を考える県民の集い等の開催 ○人権に関する広報誌の発行、啓発資料の貸し出し等 ○NPO等民間人権団体の講演会等の支援 【人権啓発事業】
5	特定職業従事者に対する人権教育の推進	人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の充実に努めます。	①公務員 ②教職員 ③警察職員 ④医療関係者 ⑤福祉関係者 ⑥消防職員 ⑦マスメディア関係者	○特定職業従事者を対象とした各種研修の実施

Ⅱ 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第一次改定）		平成30年度の主な実施状況	
1	女性	「男女共同参画社会基本法」の理念である「男女の人権の尊重」などの視点に立った取組みを行政と民間が一体となって総合的・効果的に進めます。	①男女平等を推進する教育・啓発	○男女共同参加に関する講演会、研修を県民等を対象に県内各地で開催 【男女共同参画の理解促進事業】 ○学校教育においても児童生徒の理解を深める取組を実施 【男女平等を促進する教育活動】	
			②男女共同参画社会の形成促進	○審議会等への女性の参加率向上を促進 【女性の公職参加促進事業】 ○女性が職場で活躍できる環境を整備するため企業への助成等を実施 【中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業】	
			③DV等女性に対する暴力防止の取組	○女性に対する暴力を防止するため県民等を対象に講演会、研修、一斉街頭啓発活動を実施 【普及啓発事業】	
			④DV等暴力被害女性への支援	○DV等被害者の支援に関する関係機関連絡会の開催 ○DV被害者等の一時保護、一時的な生活の場の提供 【DV被害者等の保護及び支援に関する事業】	
			⑤相談体制の充実	○女性相談センターや児童相談所等での相談対応 【女性相談事業】 ○性犯罪被害者に対する相談対応 【性犯罪被害者等に対する相談体制の充実】	
2	子ども	関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めます。	①「子どもの権利条約」などの理解促進	○啓発資料を県内全ての小学3年生、中学1年生に配布 ○教職員の「子どもの権利条約」に対する理解を促進 【子どもの権利条約などの理解促進】	
			②いじめ問題への取組	○電話相談、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの設置、いじめ等対応アドバイザーの派遣など相談体制を充実し、関係機関と連携して対応 【スクールカウンセラー配置事業など】 ○児童生徒を対象にアンケート調査を行い、いじめの早期発見、実態把握を推進 ○児童生徒の主体的な取組を促進し、有効な取組を広く紹介するため「しまね子ども絆づくりサミット」を開催 【いじめ対応支援事業】	
			③不登校への取組	○引きこもり状態の児童生徒の集団指導、相談体制の充実 【引きこもり児童等自立支援事業など】	
			④乳幼児や児童への虐待防止の取組	○市町村職員等を対象に相談技術研修等を実施 ○児童相談所に専門スタッフ（嘱託弁護士、嘱託保健師等）を配置 【子どもと家庭相談体制整備事業】	
			⑤健全育成に向けての取組	○深夜営業施設等への立ち入り調査 ○しまニッコ（スマイル声掛）け運動の推進 【青少年健全育成事業】	
			⑥相談体制の充実	○警察署の少年相談窓口での相談対応、電話相談（ヤングテレホン）、電子メールによる相談（みこびーヤングメール）等を実施 【少年相談】	

Ⅱ 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第一次改定）		平成30年度の実施状況
3	高齢者	高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりに取り組み、高齢者が支える側にたち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助」の仕組みづくりを進めます。	①福祉教育、意識啓発の推進	○高齢者等に対する児童生徒の理解を促進 【ふるさと教育推進に関する支援】 ○長寿社会の理解を促進するための広報、生涯現役証の交付等を実施 【生涯現役社会づくり推進事業】 ○認知症への理解を深め、認知症の人や家族を支援するサポーターを養成 【認知症サポーター養成事業】
			②就労対策の推進	○高齢者の就労機会確保のための広報、啓発、中高年者相談窓口（ミドル・シニア仕事センター）での就職支援等を実施 【高齢者雇用対策事業】
			③高齢者の尊厳を支えるケアの推進	○介護職員等を対象に認知症など高齢者介護の専門研修を実施 【介護従事者向け認知症研修事業など】 ○各保険者が設置する地域包括支援センターへの情報提供、センターの県民への周知等を実施 【地域包括支援センター運営支援事業】
			④新たな共助の仕組みづくりの推進	○高齢者の知識や技術を地域社会に活かすため学習の場を提供 【高齢者大学校運営事業】 ○老人クラブの活動（社会参加、健康づくり等）を支援 【市町村老人クラブ連合会助成事業】
			⑤権利擁護の推進	○高齢者が地域において自立した生活ができるよう、福祉サービス利用の手続き等を支援 【日常生活自立支援事業】 ○市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を実施 【法人後見受任体制の整備】
4	障がいのある人	障がいのある人に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会づくり」を進めます。	①「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発	○障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動（あいサポート運動）を実施 ○障がい者差別の相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 【障がいを理由とする差別解消推進事業】
			②障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進	○教職員を対象に特別支援教育の研修を実施 【特別支援教育研修講座】
			③障がいのある人の地域での自立生活の支援	○島根県障害者社会参加推進センター等を通じて生活訓練、障がい者アートの推進等を実施 【県地域生活支援事業】 ○障がいのある人の能力、適性に対応した職業訓練の実施 【障がい者の雇用促進・安定事業】 ○島根県障がい者スポーツ大会の開催 【障がい者スポーツ振興事業】

Ⅱ 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第一次改定）		平成30年度の主な実施状況	
			④権利擁護の推進	○障がいのある人が地域において自立した生活ができるよう、福祉サービス利用の手続き等を支援 【日常生活自立支援事業】 ○障がい者差別の相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 【障がいを理由とする差別解消推進事業】	
5	同和問題	同和問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、問題解決への主体的な取り組みを促進するため、教育・啓発を積極的に推進します。	①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進	○行政職員、教職員、企業等を対象とした各種研修、講演会の実施、啓発指導者の養成 【社会人権・同和教育指導者養成事業など】	
			②就労問題への取組	○県立高等技術校において職業訓練を実施 【学卒者等の職業訓練事業】	
			③進路保障・就学援助への取組	○同和地区児童生徒など様々な支援を必要とする児童生徒を対象に学習、進路指導を実施 【進路保障推進事業】	
			④生活環境への取組	○地域住民の生活環境等の改善を図るため道路改良の実施 【地方改善施設整備事業】	
			⑤産業振興への取組	○経営が零細な農家が多い地域の経営改善を支援 【担い手育成緊急地域対策事業など】	
			⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実	○隣保館（市町村設置）活動（相談、意識啓発、地域交流等）の支援 【同和対策推進事業】	
			⑦「えせ同和行為」の排除	○えせ同和行為に関する研修、相談、意識啓発を関係機関と連携して実施 【えせ同和行為対策事業など】	
6	外国人	「多文化共生社会」の構築を推進し、外国人住民の自立及び社会参画の機会づくりを進めます。	①外国人住民への理解啓発の推進	○各イベントへの出展や相談等の各事業を通じ関係機関や県民の外国人住民への理解を促進 【しまね多文化共生推進事業】 ○人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育が深まるよう教職員向けの研修を実施 【差別解消に向けた教育・啓発の推進】	
			②多文化共生社会づくりの推進	○日本語教室開設状況をとりまとめ情報提供を実施する等日本語教室の運営を支援 ○日本語教室不在地域における日本語教室の実施や「やさしい日本語」の普及を実施 【しまね多文化共生推進事業】	

Ⅱ 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第一次改定）		平成30年度の主な実施状況
			③外国人のための労働環境の整備	○新たな在留資格制度の説明会や外国人雇用の基礎知識に関するパンフレットの作成・配布等により労働者の適正就業等について県内企業に周知を図った。 【外国人労働者に関する情報連絡会議など】
			④外国人のための相談体制の充実	○外国人地域サポーターを配置し外国人住民への情報提供、現状・ニーズの把握、相談窓口の紹介、同行支援等を実施 【しまね多文化共生推進事業】
7	患者及び感染者等	感染症等に関する正しい知識の普及等の広報活動を進めるなどの施策を推進します。また、難病については、相談・支援体制の充実や難病に対する正しい知識の普及を図り、職場や地域で患者や家族を支える社会づくりに努めます。	①ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進	○公共施設でのパネル展示、児童への副読本の配布等によりハンセン病の正しい知識の普及啓発を実施 【ハンセン病に関する普及啓発事業】
			②HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進	○HIVに関する中高生を対象とした出張講座、街頭啓発、相談等を実施 【エイズ対策特別促進事業】
			③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	○感染症（結核、肝炎）に関する正しい知識の普及啓発、相談等を実施 【感染症予防体制整備事業】
			④難病患者等への支援	○難病患者に対する正しい知識の普及啓発（難病フォーラム）、医療関係者の研修を実施 【講演会開催・難病医療研修事業】
			⑤インフォームド・コンセントの普及	○医療に関する相談、医療安全施策の研修会等を実施 【医療安全支援センター事業】
8	犯罪被害者とその家族	犯罪被害者とその家族の視点に立ち、そのニーズに答えるため、広報・啓発や相談窓口の設置、支援体制の整備などの施策を推進します。	①広報・啓発の推進	○被害者支援に関する講演会、街頭啓発、公共施設でのパネル展示等を実施 【犯罪被害者週間における啓発活動の実施など】
			②相談窓口の設置	○犯罪被害者等に関する総合窓口、各種相談窓口の周知をテレビ、新聞等を活用し実施 【各種相談窓口の広報・周知】
			③支援体制の整備	○犯罪被害者等の経済的、精神的負担を軽減するため、被害者支援要員による病院への付き添いの支援、カウンセリングなど医療費の公費負担等を実施 ○民間被害者支援団体の活動を支援 【犯罪被害者等への支援活動の推進など】
9	刑を終えて出所した人等	刑を終えて出所した人とその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。	○啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備、提供 【人権啓発ライブラリー事業】	

Ⅱ 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第一次改定）	平成30年度の主な実施状況
10	インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。また、県民一人一人が情報モラルについての理解を深められるよう啓発を推進します。	○差別的な事象について関係機関と連携して削除依頼を実施 【情報通信メディアを利用した差別事象への対応】 ○啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備、提供 【人権啓発ライブラリー事業】
11	性同一性障がい者の人権	民間の団体と連携・協力して、正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組むとともに、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。	○講演会、研修、各種イベントでのパネル展示等の啓発活動を実施 【人権啓発事業】 ○啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備、提供 【人権啓発ライブラリー事業】
12	様々な人権課題		
(1)	プライバシーの保護	法令等に基づき個人の権利利益の保護を図ります。	
(2)	「ひのえうま」などの迷信	様々な機会を通じて差別や偏見をなくす啓発に努めます。	○啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備、提供 【人権啓発ライブラリー事業】
(3)	アイヌの人々	アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。	
(4)	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	国や市町村と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に努めます。	○各種広報媒体の活用、ブルーリボン運動を通じて啓発活動を実施
(5)	ホームレスの人権	必要な個別支援、相談対応等を行うとともに、様々な人々の生活を支援するため、関係機関との連携や地域福祉等の推進に取り組みます。	○各福祉事務所において個別対応、相談支援を実施 【生活保護制度の活用】

Ⅱ 各人権課題に対する取組		取組みの方向性（第一次改定）	平成30年度の主な実施状況
(6)	人身取引事件の適切な対応	被害者からの相談や保護を求めやすい環境づくりの推進に努めます。	○入国管理局等関係機関と連携を強化し情報交換を推進 ○講演会等を通じて広報啓発を実施 【人身取引事犯対策事業】
(7)	日本に帰国した中国残留邦人とその家族	自立指導員や自立支援通訳の派遣など、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定に努めます。	○市町村や関係課と連携して支援給付制度の適正な運用等支援体制を推進 【中国帰国者帰国後自立促進事業】
(8)	性的指向(同性愛など)に係る問題	性的指向について理解と認識を深めるよう啓発に努めます。	○講演会、研修、各種イベントでのパネル展示等の啓発活動を実施 【人権啓発事業】 ○啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備、提供 【人権啓発ライブラリー事業】